

千間台スポーツ少年団 規約

第1章 総則

- 第1条 「目的」
当少年団は、バスケットボールを中心としたスポーツを通じて、保護者の愛護のもとに、少年少女の心身の健やかな育成と幅広い社会性を養い、さらに地域との親睦を図ることを目的とする。
- 第2条 「名称」
当少年団を「千間台スポーツ少年団」と称し、小学生チーム名(呼称)は「千間台小ミニ」とする。
- 第3条 「加盟団体」
当少年団は、地域の競技団体(以下「連盟」という)に所属し活動を行なう。但し、連盟への加盟や脱退に関しては役員会で決定する。
- 第4条 「事務所」
当少年団の事務所は、団長宅に置く。

第2章 活動

- 第5条 「活動内容」
当少年団は第1条の目的を達成するために次の活動を行う。
(1) 練習及び練習試合
(2) 対外試合
(3) 親睦会及びレクリエーション
(4) 地域活動への参加
(5) 加盟団体の事業への参加
(6) その他
- 第6条 「活動期間」
当少年団の活動期間は、原則として2月1日から翌年1月31日までの1年間とする。

第3章 団員及び団費

- 第7条 「入団資格」
バスケットボールを愛好する子供を対象とし、新年度の小学校1年生から6年生までで保護者の了解を得ているもの、また、高校生以下で団員登録をするものを有資格者とする。但し、連盟のチーム移籍条件に該当した移籍の場合、役員会で協議の上、有資格者とすることができる。
- 第8条 「入団手続き」
当少年団への入団を希望するものは、監督に入団を申し出て保護者の了解のもとに所定の書面の提出をもって入団と認める。
- 第9条 「団費」
当少年団へ入団したものは、総会で定められた入団費及び団費を納めなければならない。
- 第10条 「退団」
退団を希望するものは、原則として、監督に退団を申し出て監督の了解をもって退団とする。当月分迄の団費の返納は行なわない。複数月の会費を前納した場合は退団翌月以降分を返納する。小学校卒業をもって退団とするが、継続して活動の意思を申し出た者はその限りではない。
- 第11条 「除籍」
連盟のチーム移籍条件に該当した移籍による退団を希望する場合は、役員会で協議の上、除籍とする。また、団員または保護者、指導者が下記に該当する場合についても、役員会で協議の上、除籍とする。
(1) 著しく不適當な行為があった場合
(2) 当少年団の名誉を汚した場合
(3) 当少年団の和を著しく乱した場合
(4) 当少年団の方針に賛同できない場合
除籍に際し、既に納入された団費の返納は行わない。

第4章 組織

- 第12条 「保護者会」
当少年団に在籍する団員の父母で構成する保護者会(母集団)を構成する。当少年団の運営・各種行事・レクリエーション等の活動は、指導者及び役員が保護者会の協力を得て実施する。

第13条 「役員」

当少年団の円滑な運営を図るために役員を置く。

- (1) 団長 1名
- (2) 指導者
- (3) 保護者会長
- (4) 理事
- (5) 会計

尚、役員は兼務することができる。

第14条 「役員選出」

役員選出は団員の保護者、及び当少年団の主旨に賛同した者の中から互選により選出する。保護者会長は、原則として団員の最上級生保護者が任にあたる。

第15条 「役員任務」

役員任務は以下の通りとする。

- (1) 団長は、当少年団を代表者であり、運営の責任者とする。当少年団の意見統一を図り円滑な団運営の努力をする。
- (2) 指導者は、活動計画に沿ってチームの規律と技術の指導及び教育に従事する。指導を統括する監督と、ヘッドコーチとアシスタントコーチを置く。監督を補助(代行)する助監督を置くこともできる。監督の任命は総会において承認を得るものとする。コーチは団長または監督が任命する。
- (3) 保護者会長は、保護者の代表として保護者を統括し当団の運営活動業務に従事する。
- (4) スポーツ少年団担当理事など、当少年団の運営にあたって必要な業務担当の理事を置く。理事は保護者会長を補佐し、当少年団の運営に必要な業務に従事する。
- (5) 会計は、会計に関する業務に従事する。

第16条 「役員任期」

第6条活動期間に基づく。又、再任を妨げない。但し、加盟団体の役員については加盟団体の規則に従う。

第17条 「顧問」

当少年団の円滑な運営を図るために顧問を置くことができる。顧問の任命は総会において承認を得るものとする。

第5章 総会及び役員会

第18条 「定期総会」

定期総会を6年生が参加する最後の大会終了後に年1回開催する。但し、役員会が必要と認めた時には随時、臨時総会を開くことができる。

第19条 「総会の付議事項」

総会に付議する事項は次の通りとする。過半数の賛成によって議決が行われる。

- (1) 役員選出
- (2) 活動予定に関する事
- (3) 会則の変更に関する事
- (4) 予算に関する事
- (5) その他

第20条 「役員会」

役員会は定期総会の前に開催し、第19条に関する事項を決定する。

第21条 「臨時役員会」

当少年団の運営上支障を来す緊急事態が生じた場合は臨時役員会を開き、協議決定する。

第6章 会計

第22条 「会計」

当少年団の運営費用は団費、及び寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

第23条 「会計年度」

会計年度は第6条活動期間に基づき、その会計報告を役員会にて行う。

附則

本規約は、2009年4月 1日より施行する

本規約は、2010年1月30日 改訂

本規約は、2011年1月29日改訂

本規約は、2013年8月25日改訂

本規約は、2019年2月24日より改訂施行する。